

高知大学農林海洋科学部運営委員会規則

〔令和5年3月17日
規則第92号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学農林海洋科学部教授会規則第6条第2項の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(提言等事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について提言及び評価を行い、教授会に報告する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学部の教育組織に関する事項
- (3) その他学部の組織及び教育に関する事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長 2人
- (3) 農林海洋科学部専任担当教員 2人
- (4) 学外有識者 6人
- (5) その他議長が必要と認める者

2 前項第3号から第5号までに掲げる委員は、学部長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営委員会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、運営委員会を主宰する。
3 議長に支障があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合において、第3項第4号の委員が3人以上出席していることを要する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 運営委員会に、特定の事項を調査、検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、運営委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に第3条第1項第3号及び第4号に掲げる委員に委嘱される者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。